建築士法第２２条の３の３の規定に基づく書面

　次の委託業務について、発注者及び受注者は、建築士法第２２条の３の３の規定に基づき、本書面（別記）及び別冊の契約書（設計図書を含むものとし、以下「契約書」という。）により確認し、履行するものとする。

委託業務名

契約日　　　令和　　　年　　　月　　　日

発注者　　　徳島市

上記代表者　　徳島市長　　　遠藤　彰良　　　　　　　　　印

受注者

印

（別記）

１　対象となる建築物の概要

　　契約書による。

２　委託業務の種類、内容及び実施方法

　　契約書による。

３　委託業務の実施期間

　　契約書による。

４　設計業務において、作成する設計図書の種類

　　契約書による。

５　工事監理業務において、工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法

　　契約書による。

６　受注者の建築士事務所登録に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 建築士事務所の名称 |  |
| 建築士事務所の所在地 |  |
| 区分（一級、二級、木造） | （　　　　）建築士事務所 |
| 開設者氏名 | （法人の場合は開設者の名称及び代表者氏名） |

７　設計（工事監理）に従事することとなる建築士・建築設備士

|  |
| --- |
| 【氏名】：  【資格】：（　　　　　　　　）建築士　　　【登録番号】：（　　　　　　　　　　　） |
| 【氏名】：  【資格】：（　　　　　　　　）建築士　　　【登録番号】：（　　　　　　　　　　　） |
| （建築設備の設計（工事監理）に関し意見を聴く者）  【氏名】：  【資格】：（　　　　　　　　　　　）　　　【登録番号】：（　　　　　　　　　　　） |

※従事することとなる建築士が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にはその旨の

記載が必要。

８　設計（工事監理）の一部の再委託先

発注者の承諾を得た再委託先による。

９　契約金額（業務報酬）の額及び支払の時期

契約書による。

10　契約の解除に関する事項

　　契約書による。